

地域交通安全活動推進委員制度の効果的な運用について（例規通達）

平成 2 年12月 25 日

本部（交規）第38号

〔沿革〕 平成17年 6 月本部（機改）第42号、18年 3 月第31号、19年 3 月第15号、29年 8 月本部（警務）第31号、令和元年10月第29号、3 年 3 月本部（交企）第15号、本部（警務）第19号、8 年 3 月第17号改正

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部が改正され、地域交通安全活動推進委員制度が新設されたことから、この制度の趣旨等を十分に理解し、その効果的な運用に努められたい。

記

1 地域交通安全活動推進委員制度の趣旨

地域交通安全活動推進委員制度は、道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について、住民の理解を深めるための運動の推進など地域における交通の安全と円滑に資するための活動を行う民間ボランティアについて、地域交通安全活動推進委員として委嘱し法的な裏付けを与えることにより、ボランティア自身の意欲と責任感を高めるとともにその活動に対する住民の理解と協力を確保しようとするものである。

2 地域交通安全活動推進委員の推薦

署長は、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 項の規定により、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦をする場合は、自署管内に居住する、勤務するなど活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について、法第108条の29第 1 項各号に定める委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、地域交通安全活動推進委員適任者推薦書（別記様式第 1 号）により公安委員会に推薦（交通企画課長経由）をするものとする。また、再委嘱が適当と認められる者についても同様とする。

3 署別委嘱人員

署長は、前記 2 の推薦に当たっては、公安委員会によって委嘱される推進委員の署別人員（別表）を目安とするものとする。

4 推進委員の活動に対する指導等

署長は、推進委員によって、次に掲げる活動が自署管内の交通実態、情勢に応じ効果的に推進されるよう、推進委員に対し適宜指導を行うものとする。

（1）広報啓発活動

ア 交通事故防止対策会議、暴走族追放会議、違法駐車追放会議等を開催するなど交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る活動

イ 地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通対策の必要性について理解を深めるための広報活動

ウ チラシの配布、ポスターの掲示等による交通事故防止、暴走行為防止、違法駐

車防止等のための啓発活動

エ 商店街や観光地における駐車場案内板の掲示、駐車場案内パンフレット配布等による情報の提供

(2) 協力要請活動

ア 自治会、町内会に対する働き掛け

イ 各種行事主催者に対する臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずる旨の働き掛け

ウ 大型ビルの建設等に伴う関係者に対する自主的な交通安全対策等先行対策の働き掛け

エ 企業、商店等に対する自主的な交通安全対策の働き掛け

(3) 相談活動

ア 交通の安全と円滑に関する事項について、署等と協力して「交通相談日」等を設けて住民の相談に応ずる活動

イ 電話、来訪等による個々の相談に応ずる活動

(4) 協力援助活動

ア 交通安全運動等に協力する活動

イ 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する活動

(5) 実地調査活動

ア 相談者に適切な助言をするため、相談者の求めに応じて行う調査活動

イ 地域の実情に応じた広報啓発活動を行うための地域の交通問題についての調査活動

5 推進委員の解嘱

(1) 解嘱の上申

署長は、推進委員が、法第108条の29第5項各号の規定に該当することとなり、解嘱する必要があると認められる理由が生じた場合は、地域交通安全活動推進委員解嘱上申書（別記様式第2号）により、公安委員会に解嘱を上申（交通企画課長経由）しなければならない。

(2) 身分証明書及び標章の返納

署長は、推進委員の任期が満了したとき又は解嘱されたときは、身分証明書及び標章を返納させ、公安委員会に送付（交通企画課長経由。以下同じ。）しなければならない。ただし、引き続き再委嘱された者については、返納させる必要はない。

6 推進委員の活動状況の把握

(1) 署長は、推進委員と連絡を密にし、その活動状況の把握に努めなければならない。

(2) 署長は、地域交通安全活動推進委員活動記録簿（別記様式第3号）に、推進委員の活動状況を記録するとともに、当該活動に伴う警察措置又は指導事項を記載しておかなければならない。

7 報告

(1) 署長は、規則第13条の規定により地域交通安全活動推進委員協議会から公安委員会への意見の申出を受け付けた場合は、速やかに公安委員会に送付しなければならない。

- (2) 署長は、推進委員の毎月の活動状況について地域交通安全活動推進委員活動状況報告書（別記様式第4号）により、翌月の10日までに報告（交通企画課長経由）しなければならない。